諮問庁：法務大臣
諮問日：令和７年８月２１日（令和７年（行情）諮問第９３４号）、同年９月３日（同第９８３号）及び令和８年３月１７日（令和８年（行情）諮問第３５６号）
答申日：令和８年１１月６日（令和８年度（行情）答申第７６５号、同第７６７号及び同第７６９号）
事件名：特定刑事施設教誨師会総会資料（特定刑事施設保有）の一部開示決定に関する件
特定刑事施設教誨師会総会資料の一部開示決定に関する件
教誨等実施簿の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる３文書（以下、順に「本件対象文書１」ないし「本件対象文書３」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、いずれも妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく各開示請求に対し、令和７年４月１１日付け中部管総発第１６号、同月１４日付け同第２２号及び令和８年１月２３日付け同第２３号により中部矯正管区長（令和７年４月１日以降、「名古屋矯正管区長」から名称変更。以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分１」ないし「原処分３」といい、併せて「原処分」という。）について、不開示部分の一部の開示を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）原処分１（諮問第９３４号）の関係

ア　審査請求書

（ア）審査請求の趣旨

教誨師の氏名及び印影を開示せよ、との決定を求める。

（イ）審査請求の理由

教誨師の氏名は、インターネットにおいてすでに明らかかつ公になっていることから処分庁の理由には理由がない。

イ　意見書

（ア）（略）

（イ）尚、請求人は、諮問庁の理由説明書の全てに対して争うとの意思表示をしておきます。

（２）原処分２（諮問第９８３号）の関係

ア　審査請求書

上記（１）アと同旨。

イ　意見書

（ア）（略）

（イ）上記（１）イ（イ）と同旨。

（３）原処分３（諮問第３５６号）の関係

ア　審査請求書

（ア）審査請求の趣旨

教誨師の氏名、宗教行事の出席者の年齢、被収容者の称呼番号及び就業工場については全て開示せよ、との決定を求める。

（イ）審査請求の理由

ａ　上記（ア）において開示を求めた情報が公になっても処分庁がいうおそれはない。

また、個人の権利利益を害するおそれはない。

ｂ　そもそも、教誨師の氏名は、写真とともにネットで明らかになっており、処分庁の判断は、前提をすでに誤っている。

イ　意見書

（ア）（略）

（イ）（略）

（ウ）尚、請求人は、諮問第３５６号の理由説明書の内容の全てに対して争う。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　原処分１（諮問第９３４号）の関係

（１）諮問第９３４号に係る審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和４年４月２２日受付行政文書開示請求書により本件対象文書１の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、同年６月２２日付け一部開示決定を取り消し、改めて本件対象文書１についてその一部（以下「本件不開示部分１」という。）を不開示とした一部開示決定（原処分１）に対するものであり、審査請求人は、原処分１の取消し及び本件不開示部分１の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分１の不開示情報該当性について検討する。

（２）本件不開示部分１の不開示情報該当性について

ア　本件不開示部分１には、一般には公開されていない、特定刑事施設

で活動する教誨師の氏名及び印影が記載されているところ、当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法５条１号に規定される不開示情報に該当するものと認められる。

次に、法５条１号ただし書該当性について検討すると、本件対象文書１は、広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号イに該当しないものと認められる。また、同号ただし書ロに該当する事情は認められない上、同号ただし書ハにも該当しない。

なお、審査請求書において審査請求人は、教誨師の氏名は、インターネットにおいて明らかかつ公になっている旨主張しているが、インターネットにおいて公開されている情報は、公益財団法人全国教誨師連盟の役員名簿であり、会員個々の氏名は公開されていない。

イ　また、刑事施設の長は、被収容者が宗教家（民間の篤志家に限る。以下同じ。）の行う宗教上の儀式行事に参加し、又は宗教家の行う宗教上の教誨を受けることができる機会を設けるように努めなければならない（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）６８条１項）とされ、さらに、受刑者の処遇を行うに当たり必要があると認めるときは、受刑者の親族、民間の篤志家、関係行政機関その他の者に対し、協力を求めるものとする（同法９１条１項）とされており、教誨師は、刑事施設の長の求めに応じて、被収容者に対し、宗教上の儀式行事及び教誨を行っているものであり、このように、不特定多数の被収容者と接する機会が多い教誨師の活動内容に鑑みると、何らかの不正連絡等を企図する被収容者等が、教誨師に対して不当な働き掛けをしようとすることは十分に想定し得るところである。そうすると、本件不開示部分１に記録されたその氏名等、教誨師個人が特定される情報を開示することとした場合、教誨師が被収容者等からの不当な働き掛けにより私生活に影響が及ぶことなどを恐れて協力を得ることが困難となり、もって同法６８条１項に定める、被収容者に対し宗教家の行う宗教上の教誨を受けることができる機会を確保することが困難となり、また同法９１条１項に定める、受刑者の処遇を行うに当たり必要な協力が得られなくなるなど、適正な施設運営に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号に規定される不開示情報に該当する。

（３）以上のとおり、本件不開示部分１について、法５条１号及び６号に規

定される不開示情報に該当するとして不開示とした原処分１は、妥当である。

２　原処分２（諮問第９８３号）の関係

（１）諮問第９８３号に係る審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和６年９月９日受付行政文書開示請求書により本件対象文書２を含む複数の行政文書の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、同年１０月７日付け一部開示決定を取り消し、改めて本件対象文書２についてその一部を不開示した一部開示決定（原処分２）に対するものであり、審査請求人は、原処分２の取消し及び原処分２において不開示とされた部分のうち、教誨師の氏名及び印影が記録された部分（以下「本件不開示部分２」という。）の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分２の不開示情報該当性について検討する。

（２）本件不開示部分２の不開示情報該当性について

上記１（２）とおおむね同旨（ただし、「本件不開示部分１」を「本件不開示部分２」に、「６号」を「６号柱書き」にそれぞれ改める。）。

（３）上記１（３）と同旨（ただし、「本件不開示部分１」を「本件不開示部分２」に、「６号」を「６号柱書き」に、「原処分１」を「原処分２」にそれぞれ改める。）。

３　原処分３（諮問第３５６号）の関係

（１）諮問第３５６号に係る審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和７年１２月２５日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書３を含む複数の行政文書に係る開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書３について、その一部を不開示とした一部開示決定（原処分３）に対するものであり、審査請求人は、原処分３を変更し、原処分３において不開示とされた部分のうち、特定刑事施設で活動する教誨師の氏名、当該施設の宗教行事の出席者の年齢、被収容者の称呼番号及び就業工場が記載された部分（以下「本件不開示部分３」といい、本件不開示部分１及び本件不開示部分２と併せて「本件不開示部分」という。）を開示することを求めていることから、以下、本件不開示部分３の不開示情報該当性について検討する。

（２）本件不開示部分３の不開示情報該当性について

ア　本件不開示部分３は、特定刑事施設で活動する教誨師の氏名及び年齢が記録されている部分（以下「本件不開示部分３－１」という。）及び特定刑事施設の特定被収容者の称呼番号及び就業工場が記録されている部分（以下「本件不開示部分３－２」という。）から成る。

イ　本件不開示部分３－１について

標記不開示部分に記録された情報は、特定刑事施設で活動する特定教誨師個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ

るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められ、法５条１号に規定される不開示情報に該当する。

次に、法５条１号ただし書該当性を検討すると、審査請求人は、審査請求書において、「教誨師の氏名は、写真とともにネットで明らかになって」いる旨主張しているところ、仮に、特定刑事施設で教誨師として活動する特定個人が、写真とともに氏名を公開していたとしても、そのことをもって直ちに、当該特定個人が特定刑事施設で教誨師として活動していることを公開しているものとは認められないので、同号イには該当せず、同号ロに該当する事情は認められない上、同号ハにも該当しない。

また、刑事施設の長は、被収容者が宗教家の行う宗教上の儀式行事に参加し、又は宗教家の行う宗教上の教誨を受けることができる機会を設けるように努めなければならない（刑事収容施設法６８条１項）とされているところ、刑事施設において宗教上の儀式行事及び教誨を行い、不特定多数の被収容者と接する機会が多いという教誨師の活動内容に鑑みると、なんらかの不正連絡等を企図する被収容者等が、各教誨師に対して不当な働き掛けをしようとする動機を持ち得ることは十分に想定し得るところである。

そうすると、当該不開示部分を開示することとした場合、被収容者等からの不当な働き掛けがされることにより、私生活にまで影響が及ぶことなどを恐れ、教誨師からの協力を得ることが困難となり、もって刑事収容施設法６８条１項が定める、刑事施設の長が、被収容者に対し宗教家の行う宗教上の教誨を受けることができる機会を設けるための適正な施設運営に支障を及ぼすおそれがあるなど、法５条６号柱書きに規定される不開示情報にも該当するものと認められる。

ウ　本件不開示部分３－２について

標記不開示部分に記録された情報は、特定刑事施設の特定被収容者個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法５条１号に規定される不開示情報に該当する。

次に、法５条１号ただし書該当性を検討すると、当該情報が、法令

の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号イには該当せず、同号ロに該当する事情は認められない上、同号ハにも該当しない。

（３）原処分３の妥当性について

以上のとおり、本件不開示部分３について、法５条１号及び６号柱書きに規定される不開示情報に該当するとして、これらを不開示とした原処分３は妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

①	令和７年８月２１日	諮問の受理（令和７年（行情）諮問第９３４号）
②	同日	諮問庁から理由説明書を収受（同上）
③	同年９月３日	諮問の受理（令和７年（行情）諮問第９８３号）
④	同日	諮問庁から理由説明書を収受（同上）
⑤	同月５日	審議（令和７年（行情）諮問第９３４号）
⑥	同月１９日	審議（令和７年（行情）諮問第９８３号）
⑦	同年１０月９日	審査請求人から意見書を収受（令和７年（行情）諮問第９３４号及び同第９８３号）
⑧	令和８年３月１７日	諮問の受理（令和８年（行情）諮問第３５６号）
⑨	同日	諮問庁から理由説明書を収受（同上）
⑩	同年４月１０日	審議（同上）
⑪	同年５月１９日	審査請求人から意見書を収受（同上）
⑫	同年１０月３０日	令和７年（行情）諮問第９３４号、同第９８３号及び令和８年（行情）諮問第３５６号の併合並びに本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の一部を法５条１号、２号イ及び６号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書

の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件不開示部分の不開示情報該当性について

（１）本件不開示部分１、本件不開示部分２及び本件不開示部分３－１について

ア　標記不開示部分には、特定刑事施設で活動する教誨師の氏名、印影及び年齢等並びに同施設の宗教行事の参加者の氏名及び年齢が記載されており、当該不開示部分は、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ　次に、法５条１号ただし書該当性について検討する。

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分に記載された教誨師及び宗教行事の参加者に係る情報は公表されていないとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められず、他に法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認めるべき事情は存しない。そうすると、当該不開示部分は、法５条１号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

ウ　さらに、当該不開示部分は、個人識別部分であることから、法６条２項による部分開示の余地もない。

エ　以上によれば、当該不開示部分は、法５条１号に該当し、同条６号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（２）本件不開示部分３－２について

ア　標記不開示部分には、特定刑事施設の被収容者の氏名とともに、当該被収容者の称呼番号及び就業工場が記載されていることから、被収容者ごとに、全体として当該被収容者に係る法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

イ　次に、法６条２項による部分開示の可否について検討すると、被収容者の称呼番号については、当該被収容者の個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

また、被収容者の就業工場については、これを公にすると、当該被収容者と同時期に特定刑事施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該被収容者をある程度特定することが可能となり、その結果、同施設内での当該被収容者の生活状況等が当該関係者に知られることとなり、当該被収容者の権利利益を害するおそれがないと

は認められないことから、部分開示をすることはできない。

ウ　したがって、当該不開示部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号、２号イ及び６号に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条１号に該当すると認められるので、同条６号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別紙　本件対象文書

１　本件対象文書１（諮問第９３４号）
　　特定刑事施設教誨師会　総会資料【特定年度Ａ・特定刑事施設保有】

２　本件対象文書２（諮問第９８３号）
　　特定年度Ｂ特定刑事施設教誨師会総会（資料）

３　本件対象文書３（諮問第３５６号）
　　教誨等実施簿（特定年度Ｂ）（ただし、花まつり・大祓式・盂蘭盆法要・彼岸法要・天理教祭・成道会・クリスマス会・年頭祈願祭・涅槃会に係る記録がある部分のもの）（特定刑事施設保有）